

議題（１） 高崎市国民健康保険税の税率改定について

このことについて、別添のとおり諮問がありましたので、高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定により、審議願います。

○国民健康保険税算定における比較

【医療給付費分】

(単位：千円)

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
所得割	3,154,556	2,968,994	▲185,562	▲5.9%
資産割	258,228	廃止	▲258,228	▲100%
均等割	1,900,957	1,840,126	▲60,831	▲3.2%
平等割	1,093,803	996,059	▲97,744	▲8.9%
算出額	6,407,544	5,805,179	▲602,365	▲9.4%
軽減額	857,698	811,717	▲45,981	▲5.4%
限度超過額	379,395	311,519	▲67,876	▲17.9%
年間調定額	5,170,451	4,681,943	▲488,508	▲9.4%

【後期高齢者支援金分】

(単位：千円)

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
所得割	835,029	1,020,592	185,563	22.2%
均等割	562,683	562,683	—	—
平等割	269,960	269,960	—	—
算出額	1,667,672	1,853,235	185,563	11.1%
軽減額	237,984	237,984	—	—
限度超過額	82,377	119,739	37,362	45.4%
年間調定額	1,347,311	1,495,512	148,201	11.0%

【合計（医療給付費分+後期高齢者支援金分）】

(単位：千円)

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
年間調定額	6,517,762	6,177,455	▲340,307	▲5.2%

※改定案におけるその他歳入を合わせた国保特別会計としての不足額は、約4億円を見込んでいます。

○一人及び一世帯あたりの賦課額

(単位：円)

区 分		現 行	改定案	増減額	増減率
一人あたり	医療給付費分	67,998	61,574	▲6,424	▲9.4%
	後期高齢者支援金分	17,719	19,668	1,949	11.0%
	介護納付金分	24,548	24,548	—	—
	合 計	110,265	105,790	▲4,475	▲4.1%
一世帯あたり	医療給付費分	105,268	95,323	▲9,945	▲9.4%
	後期高齢者支援金分	27,431	30,448	3,017	11.0%
	介護納付金分	28,717	28,717	—	—
	合 計	161,416	154,488	▲6,928	▲4.3%

○被保険者への影響（主のみ収入有り世帯）

- ・ 30歳代 母、子供2人、給与収入約150万円

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
医療分	83,200	79,000	▲4,200	▲5.05%
後期支援金分	23,000	25,000	2,000	8.70%
介護納付金分	0	0	0	—
合 計	106,200	104,000	▲2,200	▲2.07%

- ・ 40歳代 夫婦、子供2人、給与収入約280万円、固定資産税額5万円

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
医療分	205,800	190,500	▲15,300	▲7.43%
後期支援金分	55,300	61,300	6,000	10.85%
介護納付金分	49,900	49,900	0	—
合 計	311,000	301,700	▲9,300	▲2.99%

- ・ 40歳代 夫婦、子供2人、給与収入約550万円、固定資産税額10万円

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
医療分	371,500	342,200	▲29,300	▲7.89%
後期支援金分	98,400	112,400	14,000	14.23%
介護納付金分	94,900	94,900	0	—
合 計	564,800	549,500	▲15,300	▲2.71%

- ・ 60歳代夫婦、給与収入約350万円、固定資産税額5万円

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
医療分	214,500	197,800	▲16,700	▲7.79%
後期支援金分	56,600	64,600	8,000	14.13%
介護納付金分	64,900	64,900	0	—
合 計	336,000	327,300	▲8,700	▲2.59%

- ・ 70歳代夫婦、年金収入約200万円、固定資産税額5万円

課税区分	現 行	改定案	増減額	増減率
医療分	75,700	66,900	▲8,800	▲11.62%
後期支援金分	19,300	21,300	2,000	10.36%
介護納付金分	0	0	0	—
合 計	95,000	88,200	▲6,800	▲7.16%

○国民健康保険基金残高

国保基金残高 : 5,021,508,969円（令和3年12月末）

報告事項① 令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

(単位：千円)

区 分		令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	比 較	
入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,467,042	4,837,134	△ 370,092
		医療給付費分滞納繰越分	100,890	131,820	△ 30,930
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,425,223	1,260,102	165,121
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	27,030	25,100	1,930
		介護納付金分現年課税分	545,011	545,859	△ 848
		介護納付金分滞納繰越分	15,030	32,080	△ 17,050
		計	6,580,226	6,832,095	△ 251,869
	2 使用料及び手数料	1	1	0	
	3 国庫支出金	1	1	0	
	4 県支出金	普通交付金	23,244,657	23,321,444	△ 76,787
特別交付金		492,209	513,091	△ 20,882	
健康増進事業補助金		75	75	0	
計		23,736,941	23,834,610	△ 97,669	
5 財産収入	2,293	2,155	138		
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,709,680	1,788,779	△ 79,099	
	未就学児均等割保険税繰入金	18,163	—	皆増	
	一般会計繰入金	651,094	665,839	△ 14,745	
	基金繰入金	1,130,616	402,909	727,707	
	計	3,509,553	2,857,527	652,026	
7 繰越金	1	1	0		
8 諸収入	229,008	250,408	△ 21,400		
歳 入 合 計		34,058,024	33,776,798	281,226	
出	1 総務費	総務管理費	408,755	402,456	6,299
		徴税費	39,984	40,852	△ 868
		運営協議会費	348	287	61
		計	449,087	443,595	5,492
	2 保険給付費	療養給付費	19,837,600	20,006,995	△ 169,395
		療養費	164,756	165,289	△ 533
		審査支払手数料	65,597	63,997	1,600
		高額療養費	3,173,416	3,081,886	91,530
		高額介護合算療養費	4,050	4,050	0
		移送費	200	200	0
		出産育児一時金	87,780	97,140	△ 9,360
		葬祭費	26,000	25,400	600
		傷病手当金	500	500	0
	計	23,359,899	23,445,457	△ 85,558	
	3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	6,681,588	6,308,908	372,680
		退職被保険者医療給付費分	1	1	0
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,348,887	2,381,889	△ 33,002
		退職被保険者後期高齢者支援金等分	1	1	0
		介護納付金分	852,770	832,686	20,084
		計	9,883,247	9,523,485	359,762
	4 保健事業費	特定健康診査等事業費	198,033	194,161	3,872
		保健衛生普及費	15,338	15,449	△ 111
		疾病予防費	99,025	101,394	△ 2,369
		計	312,396	311,004	1,392
	5 基金積立金	2,293	2,155	138	
	6 公債費	500	500	0	
	7 諸支出金	40,602	40,602	0	
	8 予備費	10,000	10,000	0	
	歳 出 合 計		34,058,024	33,776,798	281,226

●令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳入>

(単位：千円)

区 分		令和4年度 当初予算額	説 明
1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,467,042	一般分 4,467,041 退職分 1
	医療給付費分滞納繰越分	100,890	一般分 100,770 退職分 120
	後期高齢者支援金分現年課税分	1,425,223	一般分 1,425,222 退職分 1
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	27,030	一般分 27,000 退職分 30
	介護納付金分現年課税分	545,011	一般分 545,010 退職分 1
	介護納付金分滞納繰越分	15,030	一般分 15,000 退職分 30
	計	6,580,226	
2 使用料及び手数料		1	証明手数料
3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	1	1 原発・震災避難者の医療費等に対する補助
4 県支出金	普通交付金	23,244,657	保険給付費負担の交付金
	特別交付金	492,209	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分 162,570 保険者努力支援分 (事業費分・事業費運動分) 12,000 特別調整交付金分 9,517 県繰入金 230,018 特定健康診査等 78,104
	健康増進事業補助金	75	特定健診基準外審査項目分補助金
	計	23,736,941	
5 財産収入		2,293	国民健康保険基金利子
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,709,680	低所得者の保険税軽減課税分等を国県市で一定の割合で負担 保険税軽減分 1,109,624 保険者支援分 600,056
	未就学児均等割保険税繰入金	18,163	未就学児の均等割保険税の軽減課税分を国県市で一定の割合で負担
	一般会計繰入金	651,094	ルールに基づく一般会計からの繰入 福祉波及増削減分 82,645 出産育児一時金 58,520 職員給与費等分 439,560 財政安定化支援事業 70,369
	基金繰入金	1,130,616	
	計	3,509,553	
7 繰越金		1	前年度からの繰越金
8 諸収入		229,008	延滞金、第三者納付金、返納金
歳 入 合 計		34,058,024	

●令和4年度（2022年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)の説明 <歳出>

(単位：千円)

区 分		令和4年度 当初予算額	説 明	
歳 出	1 総務費		<主な歳出>	
		総務管理費	408,755	職員人件費(38人) 261,527 嘱託報酬等(12人) 34,442 電算事務負担金 39,667 レセプトデータ処理手数料 21,298
		徴税費(賦課費・徴税費)	39,984	
		運営協議会費	348	
	計	449,087		
	2 保険給付費	療養給付費	19,837,600	一般被保険者分 19,837,100 退職被保険者分 500
		療養費	164,756	一般被保険者分 164,556 退職被保険者分 200
		審査支払手数料	65,597	診療報酬明細書審査支払手数料
		高額療養費	3,173,416	一般被保険者分 3,172,916 退職被保険者分 500
		高額介護合算療養費	4,050	一般被保険者分 4,000 退職被保険者分 50
移送費		200	一般被保険者分 100 退職被保険者分 100	
出産育児一時金		87,780	これまでの推移を勘案し209件と見込んだ	
葬祭費		26,000	これまでの推移を勘案し520件と見込んだ	
傷病手当金		500		
計		23,359,899		
3 国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	6,681,588	一般被保険者の医療給付費に係る納付金	
	退職被保険者医療給付費分	1	退職被保険者等の医療給付費に係る納付金	
	一般被保険者後期高齢者支援金等分	2,348,887	一般被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金	
	退職被保険者後期高齢者支援金等分	1	退職被保険者等の後期高齢者支援金等に係る納付金	
	介護納付金分	852,770	介護納付金に係る納付金	
計	9,883,247			
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	198,033	<主な歳出> 特定健康診査委託料 177,251 特定保健指導委託料 1,966	
	保健衛生普及費	15,338	<主な歳出> 保養施設利用補助金 3,700 医療費通知郵便料 9,791	
	疾病予防費	99,025	人間ドック検診費補助金 99,000	
	計	312,396		
5 基金積立金	2,293	国民健康保険基金利子		
6 公債費	500	一時借入金利子		
7 諸支出金	40,602	保険税還付金及び償還金		
8 予備費	10,000			
歳 出 合 計		34,058,024		

●国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和4年度における納付金総額を算定するための係数が、昨年12月末に国から都道府県に示されたことを受け、群馬県から県内各市町村に対し、「納付金」及び市町村が保険税率を決定する際の参考となる「標準保険料率」が示されましたので、概要についてご報告いたします。

(1) 群馬県における納付金等の算定の流れ

①群馬県における納付金総額を算定

- ・「納付金」の基礎となる保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を過去の実績や国から示された係数により推計
- ・保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、本県の納付金総額を算定

②市町村ごとの「納付金」を算定

- ・各市町村の医療費や所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定
- ・制度改革により一人あたりの負担が大幅に上昇してしまう市町村に、負担上昇を抑制する「激変緩和措置」を実施（「納付金」を減額）し、市町村ごとの納付金総額を算定

③市町村ごとの「保険税必要額」を算定

- ・各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、保険税必要額を算定

④市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ・県内統一の算定基準により、各市町村の加入者の所得総額、人数及び世帯数に基づき「標準保険料率」を算定

(2) 国民健康保険事業費納付金等の算定結果

①国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

	4年度	【参考】3年度	差引増減
医療分	6,681,501,729	6,308,907,885	372,593,844
後期高齢者支援金分	2,348,886,802	2,381,888,692	△33,001,890
介護納付金分	852,769,532	832,685,127	20,084,405
合計	9,883,158,063	9,523,481,704	359,676,359

※上記の納付金は、「激変緩和措置」を実施した後の金額です。

②激変緩和措置による納付金の減額

制度改革により「令和4年度納付金算定額」が「平成28年度の納付金相当額」に比べ負担が上昇してしまう市町村の負担を抑制する「激変緩和措置」を実施し「納付金」を減額します。激変緩和措置は、医療分・支援金分・介護納付金分の区分毎に一定割合を超えた分を算出する形となります。

※令和4年度における激変緩和措置は、納付金相当額比が「県平均の伸び率＋4%」（一定割合）を越える市町村に実施となります。（一定割合は、「県平均の伸び率」が100%を下回る場合は、104%となります。）

(一) 平成28年度一人あたり納付金相当額

医療分	86,021円
支援金分	27,713円
介護納付金分	34,144円

(二) 令和4年度一人あたり納付金額

医療分	90,778円
支援金分	31,913円
介護納付金分	36,557円

(三) 納付金相当額比

医療分	105.53%	(一定割合：107.09%)
支援金分	115.16%	(一定割合：118.23%)
介護納付金分	107.07%	(一定割合：115.72%)

(四) 一人あたりの激変緩和措置額

0円

③標準保険料率

【医療分】

	4年度	本市税率	【参考】3年度
所得割率	7.22%	6.40%	6.66%
均等割額	30,655円	24,200円	26,982円
平等割額	21,092円	21,400円	19,604円

【後期高齢者支援金分】

	4年度	本市税率	【参考】3年度
所得割率	2.83%	2.20%	2.89%
均等割額	11,664円	7,400円	11,447円
平等割額	8,026円	5,800円	8,317円

【介護納付金分】

	4年度	本市税率	【参考】3年度
所得割率	2.59%	2.00%	2.46%
均等割額	13,198円	9,400円	12,330円
平等割額	6,685円	6,100円	6,400円

※標準保険料率は、4年度から3方式（所得割・均等割・平等割）で掲載しています。参考として記載している3年度についても3方式で算定した標準保険料率となっています。

【留意事項】

- 税率(額) は、地域の実情や個別事情を考慮して市で決定することになりますので、実際の税率(額) と「標準保険料率」は異なります。
- 「標準保険料率」は、市が税率(額) を決定する際の参考として、県内一律の算定基準により市町村ごとの税率(額) を算定したものであり、市の算定方式等とは異なります。また、全国統一の基準で算出した所得総額を用いて「標準保険料率」を算定しているため、実際よりも低い税率(額) となる場合があります。

報告事項② 国民健康保険制度改正について

(1) 出産育児一時金について

国民健康保険制度における出産育児一時金の支給額は、健康保険法施行令の規定に準じています。

今般、健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金が40万4千円から、40万8千円になったことに伴い、本市の支給額も同様に変更したものです。

令和4年1月1日以降の出産から適用されております。

○改正の概要

出産育児一時金は、40万4千円（産科医療補償制度*の対象となる出産については、加算分として制度の掛金にあたる1万6千円を加えた42万円）が支給されています。

産科医療補償制度の掛金が見直され、1万6千円から1万2千円に引き下げられることに伴い、掛金相当額にあたる加算分についても、掛金の見直しを踏まえ、1万2千円に引き下げられます。

しかしながら、出産育児一時金の少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金を40万4千円から40万8千円に引き上げることにより、加算分を加えた支給総額については、42万円を維持することとされたものです。

○出産育児一時金の支給額

区 分	現 行	改正後	増 減
出産育児一時金	40万4千円	40万8千円	+4千円
加算分（産科医療補償制度掛金相当額）	1万6千円	1万2千円	▲4千円
合 計	42万円	42万円	0円

※産科医療補償制度とは

- ・分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い再発防止に資する情報を提供する制度。

(2) 国民健康保険税の限度額について

国保税の世帯あたりの税額の最高額となる限度額については、令和4年度地方税法施行令の一部改正に伴い、見直しが予定されており、公布は令和4年3月末の予定です。

見直し内容は、医療分で2万円、支援分で1万円、合計3万円の引き上げが予定されています。

課税区分	令和3年度限度額	令和4年度限度額	引き上げ額
医療分	63万円	65万円	2万円
支援分	19万円	20万円	1万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	99万円	102万円	3万円

【参考】国民健康保険税の軽減措置について

低所得者に対する国保税の軽減措置として、世帯の世帯主及び被保険者の所得合計額に応じて均等割額と平等割額について、7割・5割・2割軽減措置が設けられていますが、令和4年度は据え置きとなりました。

<令和4年度軽減割合>

軽減割合	前年中の所得の基準額
7割軽減	加入世帯の所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+28万5千円×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+52万円×国保加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※給与所得者等：一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

(3) 未就学児の均等割保険税の軽減措置について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国民健康保険税について、未就学児に係る均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されました。

施行は、令和4年4月1日となっています。

○国民健康保険税の現状

保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されています。その上で、低所得者世帯に対しては、応益（均等割・平等割）の軽減措置（7割・5割・2割軽減）が講じられています。

○軽減措置の趣旨

少子化対策、子育て世帯の経済的負担額の軽減の観点から国民健康保険被保険者世帯の未就学児の均等割額を軽減するものです。

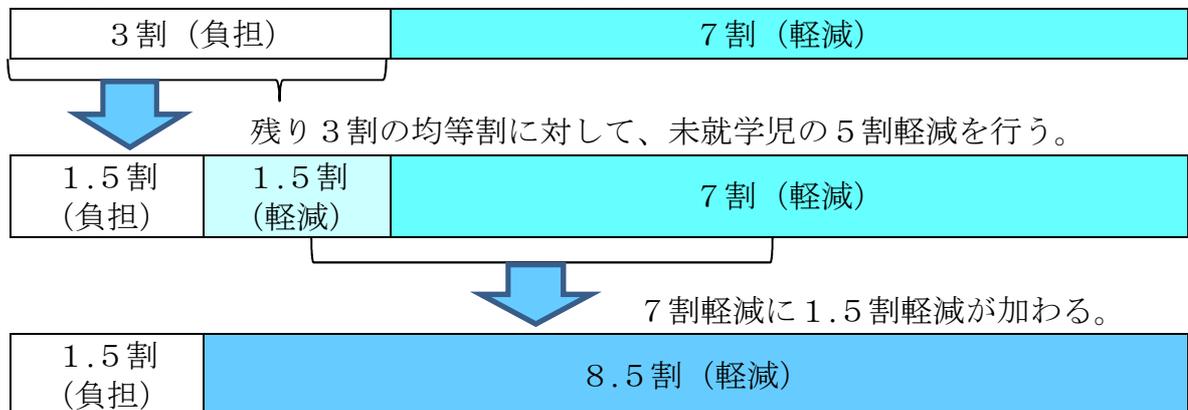
○軽減措置の概要

- ・対象は、国民健康保険被保険者世帯の未就学児となります。未就学児の人数や所得要件などは設けず、未就学児のいる世帯に対し一律に軽減します。
- ・軽減割合は、未就学児に係る均等割保険税について、5割を軽減します。

【低所得者の7割・5割・2割軽減に該当している未就学児の場合】

7割・5割・2割軽減後、残る均等割額の5割を軽減するため、7割軽減は8.5割軽減、5割軽減は7.5割軽減、2割軽減は6割軽減となります。

※低所得者の7割軽減に該当している未就学児の場合



・本市の均等割額（未就学児）

（単位：円）

	区分	一般	低所得者の軽減措置		
			7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額 (医療分+支援分)	現状	31,600	9,480	15,800	25,280
	未就学児軽減後	15,800	4,740	7,900	12,640

○財源

軽減相当額を公費（国1/2・県1/4・市1/4）で負担します。

報告事項③ 国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について

被保険者証と高齢受給者証（70歳以上75歳未満の被保険者が対象）については、利用者の利便性などの観点から証の一体化に向けて、群馬県や県内市町村と協議を進めてきましたが、令和4年8月から被保険者証に高齢受給者証の機能を持たせる形で、県内市町村一斉に一体化が実施されます。

(1) 証の様式（現行）

○国民健康保険被保険者証

群馬県 国民健康保険 被保険者証		有効期限 令和 年 月 日
氏名		番号 ○○○○○○○○ (枝番) ●●
生年月日	年 月 日	性別
適用開始年月日	令和 年 月 日	
世帯主氏名		
住所	高崎市	
交付年月日	令和 年 月 日	保険者番号 100024
交付者名	高崎市 印	
	〒370-8501 高崎市高松町35番地1 ☎ 027-321-1111 (代)	

○高齢受給者証

群馬県国民健康保険 高齢受給者証	
有効期限 令和4年7月31日 交付年月日 令和3年8月1日	
番号	(枝番)
世帯主	住所
	氏名
対象保険被者	氏名
	生年月日
一部負担金の割合	
発効期日	令和 年 月 日
保険者番号	100024
並びに交付者の名称及び印	高崎市高松町35番地1 高崎市 電話 (027) 321-1111



※一体化後は「国民健康保険被保険者証」の券面に「高齢受給者証」の内容を記載

(2) 証の様式（一体化後）

○国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

群馬県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証		有効期限 令和 年 月 日
氏名		発効期日 令和 年 月 日
生年月日		番号 ○○○○○○○○ (枝番) ●●
適用開始年月日	令和 年 月 日	性別
世帯主氏名		負担割合 2割
住所	高崎市	
交付年月日	令和 年 月 日	保険者番号 100024
交付者名	高崎市 印	
	〒370-8501 高崎市高松町35番地1 ☎ 027-321-1111 (代)	

※これまで診療を受ける際、被保険者証と高齢受給者証の2枚の提示が必要でしたが、一体化後は、被保険者証兼高齢受給者証のみの提示に代わり、被保険者の利便性の向上につながります。対象は、70歳以上75歳未満の被保険者です。

(3) 有効期間

- ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証・・・8月1日～7月31日の1年間

(4) 実施時期

令和4年8月1日から（群馬県内全市町村一斉に実施）